運営規程

(介護予防) 短期入所生活介護 サンケア笠舞

この規程は、株式会社サンケア金沢(以下「事業者」という。)が設置、経営するサンケア笠舞(以下「事業所」という。)の利用について必要な事項を定め、 事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

第一章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようなサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

- 2 事業所において提供する指定(介護予防)短期入所生活介護は、介護保険 法(平成9年法律第123号(以下「法」という。))並びに関係する省令、告 示等に定めるところによる。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。
- 4 事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名 称 サンケア 等 舞
- 所在地 金沢市笠舞1丁目12番24号

第二章 従事者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に従事する職員の職種、員数は次のとおりとする。

1 管理者(常勤)1名

専ら指定(介護予防)短期入所生活介護の職務に従事する常勤の者で従事者管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元に行い、従事者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

2 医師(非常勤)1名

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

3 生活相談員(常勤)1名

利用者、その家族に対する相談援助業務ならびに関係機関との連絡調整を行う。利用者に有する能力、そこに置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにするための短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画(以下「短期入所生活介護計画等」という。)の作成等を行う。なお、短期入所生活介護計画等の作成にあたっては、他従事者との連携を図るとともに、居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)所属の介護支援専門員等が作成する居宅サービス計画及び介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に沿って作成する。

4 介護職員 常勤換算10名以上(指定基準により看護・介護職員の合計員 数)

利用者の日常生活の状況の把握に努め、短期入所生活介護計画等などに基づき必要な介護業務を行う。

5 栄養士 1名以上

利用者の病状、心身の状況等の把握に努め、食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。

6 機能訓練指導員 1名以上

短期入所生活介護計画等に基づき利用者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための訓練を行う。

7 看護職員 1名以上

利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

8 事務員等 必要に応じ配置する。

第三章 利用定員

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は20名(1ユニット10名)とする。

(定員の遵守)

第6条 事業者は、災害その他やむを得ない事情を除き、第5条の利用定員及び居室の定員以上の利用者に対し同時にサービス提供を行わない。

第四章 指定(介護予防)短期入所生活介護の 内容及び利用料その他の費用の額

(内容、手続きの説明及び同意)

第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、文書にて利用申込者の同意を得る。

- 2 前項の規程により同意を得た場合、別に定める契約書を取り交わすものとする。
- 3 事業の内容は次のとおりとする。
 - ①介護サービス(入浴、排泄、口腔ケア、整容等)
 - ②食事サービス
 - ③機能訓練(日常動作訓練)
 - ④健康管理
 - ⑤相談援助
 - **⑥**送迎

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 居室が空いていない場合、利用の必要がない場合等の、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 当事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者等への連絡、適当な居宅サービス事業所等の紹介その他必要な措置を講ずる。

(受給資格等の確認)

- 第10条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護(要支援)認定の有無及び要介護(要支援)認定の有効期間を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合は、当該認定 審査会意見に配慮して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供に努 める。

(要介護(要支援)認定の申請に係る援助)

- 第11条 事業者は、利用の際に要介護(要支援)認定等を受けていない利用 申込者について、要介護(要支援)の申請が既に行われているか否かを確認し、 申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行 われるよう必要な援助を行う。
- 2 事業者は、要介護(要支援)等の更新の申請が遅くとも要介護(要支援) 認定の有効期間の満了30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第12条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(サービスの開始及び終了)

- 第13条 事業者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、 冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負 担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があ る者を対象に、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供する。
- 2 事業者は、居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)その他保険医療サービスまたは福祉サービスの提供の開始から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の取扱方針)

- 第14条 事業者は、利用者の要介護(要支援)状態の軽減または悪化の防止 に資するよう、認知症の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に 行わなければならない。
- 2 事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次

条第1項に規定する短期入所生活介護計画等に基づき、漫然かつ画一的なもの とならないよう配慮して行う。

- 3 事業所の従業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、指定(介護予防)短期 入所生活介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(指定(介護予防)短期入所生活介護計画の作成)

第15条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従事者と協議の上、指定(介護予防)短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画等を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って作成する。
- 3 管理者は、短期入所生活介護計画等の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書にて同意を得る。
- 4 管理者は、短期入所生活介護計画等を作成した際には、当該短期入所生活介護計画等を利用者に交付する。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、 当該サービスの提供日、内容および当該サービスについて介護保険法の規定に より利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費その他必要な事項を、 利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

(介護)

第17条 介護は、利用者の心身の状態に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に最低限2回、適切な方法により、利用者の入浴または清拭を行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適正な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。
- 5 前項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

- 6 常時1人以上の介護職員を従事させる。
- 7 利用者に対し、利用者およびその家族等の負担により当該事業所の従事者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに利用者の心身の状況および嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供する。

· 朝食 7時45分~

· 水分補給 10時00分~

· 昼食 12時00分~

おやつ 15時00分~

· 夕食 17時30分~

2 利用者の自立の支援に考慮して、可能な限り離床して食堂で行う。

(機能訓練)

第19条 利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止する為の訓練を行う。

(健康管理)

第20条 医師または看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じ健康保持の為の適切な措置をとる。

(相談及び援助)

第21条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に 努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに必要な助言お よび援助を行う。

(その他のサービス提供)

第22条 事業者は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレク リエーション行事を行う。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料等の受領)

第23条 法定代理受領サービスに該当する指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、介護保険法(以下「法」という。)に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計

額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支 払いを受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、 また利用者において通常必要とする物品等の購入などに要する費用の額につい ては契約者の負担とし、その額は別に定める。
- 4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ、 利用者又はその家族に対し説明を行い文書にて同意を得る。
- 5 サービス利用の中止(キャンセル)については、初日の該当食費相当額を キャンセル料として支払いを受けるものとする。
- ※ ただし、前日までのキャンセルについては発生しない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)短期入所生活 介護に係る費用の支払いを受けた場合はその提供したサービスの内容、費用の 額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第五章 通常送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第25条 通常の送迎実施地域は、金沢市、内灘町、津幡町、野々市市及び白 山市とする。

第六章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第26条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員などともに日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(健康維持)

第27条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設 に協力する。

(禁止行為)

第28条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ・ 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ・ 指定した場所以外で火気を用いること。
- 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ・ 喫煙・飲酒は原則的のご遠慮願います。

第七章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第29条 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供中、利用者の病状に急変または緊急事態が生じた場合、嘱託医が在所中の場合、当該嘱託医に診療を求め、不在のときは、事業者が定めた協力医療機関へ連絡するなど適切な措置を講じた後、速やかに当該利用者の家族並びにかかりつけ医に連絡し、管理者に報告する。

(協力病院等)

第30条 受診を必要とする利用者のための協力医療機関は重要事項説明書に定めるとおりである。

(事故発生時の対応)

第31条 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第八章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第32条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、 火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用 者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「防災計画」と いう。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。
- 2 事業者は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年2回行うものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。
- 4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、防災計画の検証を行い、 必要に応じて防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は 社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適 当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

第九章 その他施設の運営に関する重要事項

(利用者に対する市町への通知)

第33条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、延滞なく、意見を付してその旨を市町に通知する。

- ・ 正当な理由なしに指定(介護予防)短期入所生活介護の利用に関する指示 に従わないことにより、要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められ るとき。
- ・ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

- 第34条 利用者に対し、適切な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することができるよう、従事者の勤務体制を別に定める。
- 2 施設の従事者によって指定(介護予防)短期入所生活介護を提供する。
- 3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。また、全ての(介護予防)短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 月1回以上
- 4 事業者は、適切な指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

- 第35条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に 掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図 るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(掲示)

第36条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従事者の勤務体制、協力医療機関、利用者その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲

示する。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第37条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後に おいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておく ものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。

(業務継続計画の策定等)

第38条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

(広告)

第39条 虚偽または誇大な広告をしない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第40条 居宅介護支援事業者またはその従事者に対し、特定の事業者による サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与をし ない。

(苦情処理)

第41条 指定(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者から苦情に対し、 迅速かつ適切に対応するため受付窓口を設置する。

- 2 苦情処理担当者は苦情を受付けた場合には、当該苦情等の内容を記録する。
- 3 サービスに関し、介護保険法の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは市町職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに市町からの指導または助言を受けた場合は指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、市町の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。
- 5 サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行 う介護保険法の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会か らの指導または助言を受けた場合は指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。

(虐待防止に関する事項)

第42条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束に関する事項)

第43条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。
- 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(会計の区分)

第44条 指定(介護予防)短期入所生活介護の会計をその他の事業の会計と 区分する。

(地域との連携等)

第45条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第46条 従事者、施設、設備構造、会計、短期入所生活介護計画等、診療録 及びその他のサービスに係る記録並びに市町への通知に係る記録等に関する諸 記録を整備する。

- 2 利用者に対する提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 短期入所生活介護計画等
- ・ サービスを提供した具体的なサービス内容の記録
- ・ 身体拘束等の対応及び時間、その際の利用者の身体及び心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録
- ・ 市町通知に関する記録
- 苦情内容等の記録
- ・ 事故状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他)

第47条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者が定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から施行する。